

介護保険システム指定都市要件検討分科会 第2回議事概要

日時：令和5年12月21日（木）13:35～15:30

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社会議室 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）
欠席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
欠席	廣原 英樹	横浜市健康福祉局介護保険課 課長
出席	上門 光広	横浜市健康福祉局介護保険課 係長
出席	高橋 真	川崎市健康福祉局総務部保健福祉システム課 担当係長
出席	村上 英一	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 課長補佐
出席	野村 陽介	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 主査
出席	齋藤 航	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 主事
出席	木田 和利	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 係長
出席	東 貴生	大阪市福祉局生活福祉部福祉システム課 係長
出席	馬場 信孝	堺市健康福祉局長寿社会部介護保険課 主査
欠席	仲川 圭介	堺市健康福祉局長寿社会部介護保険課 副主査
出席	榎下 雅博	神戸市福祉局介護保険課 係長
出席	玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 マネージャー
出席	村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第六部 課長
出席	田中 卓	富士通Japan株式会社 パブリック事業本部 社会保障・フロントソリューション事業部 マネージャー

（オブザーバー）

欠席	千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
欠席	外園 暖	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	兼田 智	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー
出席	渡邊 圭彦	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席	新井 敬大	厚生労働省老健局介護保険計画課 企画法令係長
出席	中山 ちひろ	厚生労働省老健局介護保険計画課
欠席	野沢 雄大	厚生労働省老健局介護保険計画課

【議事次第】

1. 開会
2. 第2回分科会の進め方
3. 要件の検討（議論）
4. その他

【議事概要】

○事務局

- ・資料2のNo. 81に関して、検討方針や対応内容等は問題ないか。
 - ⇒（ベンダ構成員）記載のとおりで問題ない。
 - ⇒（自治体構成員）質問・補足等のコメントにて「ベンダ側の判断で決めてよいとのことであれば」とあるが、例えば指定できる項目は氏名と生年月日のみで固定するといった考えなのか確認したい。
 - ⇒（ベンダ構成員）指定項目を限定する等の機能を制限する意味ではなく、あくまでシステムをどのように実装するかベンダの判断で検討するということである。
 - ⇒（自治体構成員）利用する自治体との調整によって検討するということか。
 - ⇒（ベンダ構成員）基本的にはユーザとなる自治体と会話するが、標準仕様書に倣って対応を行い、システムの改修方法は弊社で検討して対応するということである。
 - ⇒（事務局）自治体構成員の質問は機能要件にある「※2」のとおり指定項目がパラメタにより設定できることが実装されるか不安視されていると理解した。ベンダ構成員の回答として、「※2」の内容を担保された機能は実装されるということによいか。
 - ⇒（ベンダ構成員）事務局の見解で問題ない。
 - ⇒（自治体構成員）事務局の説明で理解した。

○事務局

- ・資料2のNo. 7に関して、検討方針や対応内容等は問題ないか。
 - ⇒（ベンダ構成員）記載のとおりで問題ないため、適合基準日に向けて検討する。
 - ⇒（ベンダ構成員）記載のとおりで問題ないため、令和9年に向けて対応を検討する。

○事務局

- ・資料2のNo. 117に関して、検討方針や対応内容等は問題ないか。
 - ⇒（ベンダ構成員）記載のとおりで問題ないが、「1. 介護保険共通」として規定されるということもあり、どの帳票にどのように実装していくかイメージできていないため、具体的にはこれから検討することになる。
 - ⇒（ベンダ構成員）記載のとおりで問題ない。
 - ⇒（事務局）ベンダ構成員への確認だが、機能要件として対象とする帳票を明確にしたほうがよいということか。
 - ⇒（ベンダ構成員）対象帳票が不明確であるが、対象帳票をどう考えるかはベンダの裁量によるとの考えから標準オプション機能とされていると理解している。
 - ⇒（事務局）現在の機能要件の記載では、「各申請書・届出書やお知らせ、通知書等」としている

が、申請書・届出書は特定できると考える。明確化するにあたり「等」を除けばよいということか。不明確な部分を具体的に教えていただきたい。

- ⇒（ベンダ構成員）業務として保険料や認定管理、給付管理とあり、対象とする帳票数を2個とするのか30個とするのか等、自治体によって必要とする業務や対象数が異なることが考えられる。
- ⇒（事務局）構成員の市の運用として、帳票の指定等の考えはあるか教えていただきたい。
- ⇒（自治体構成員）現在は給付管理で使用している。標準仕様になることで業務の効率化が図れるため、認定管理における請求書の進捗管理にも利用できる機能と考えている。被保険者資格では即時処理するため、あまり利用する想定はない。そのため、被保険者資格以外の帳票に実装されるとよいと考える。
- ⇒（自治体構成員）返戻文書管理で使用しているため、通知書や督促状等の帳票でバーコードを活用している。そのため、帳票範囲の制限がない方がありがたい。
- ⇒（事務局）いただいた意見を踏まえると、「1. 介護保険共通」として規定するのがよいと考えるかどうか。
- ⇒（ベンダ構成員）了解した。実装方法等については検討する。
- ⇒（事務局）今後、介護DXに関する対応として二次元コードの活用が検討されている。そのため、標準仕様としても二次元コードの利用も踏まえた検討を行うことを考えている。
- ⇒（ベンダ構成員）標準仕様として、帳票に印字する二次元コードに含める情報を詳細に規定する方がベンダとしては実装しやすいと考える。
- ⇒（事務局）現状の標準仕様書では「バーコード」と「二次元コード」を併記しているが、介護DXでは「二次元コード」として詳細に規定することを考えている。
- ⇒（自治体構成員）現在バーコードを利用しているが、二次元コードの方が情報量も多いため、利用するものが変更となっても問題ないと考える。
- ⇒（事務局）現時点の標準仕様書としては資料2のNo. 117に記載している機能要件のとおりとするが、今後介護DXの内容を取り入れる際に再度検討していくこととする。

○事務局

- ・資料2のNo. 169に関して、検討方針や対応内容等は問題ないか。
 - ⇒（ベンダ構成員）記載のとおりで問題ないが、現行では被保険者単位での管理としているため、実装方法は検討する。
 - ⇒（ベンダ構成員）記載のとおりで問題ない。

○事務局

- ・資料2のNo. 111に関して、検討方針や対応内容等は問題ないか。
 - ⇒（ベンダ構成員）記載のとおりで問題ない。

○構成員意見

- ・本日の分科会での内容を踏まえると資料2のとおり対応されると理解しているが、仮に「受入不可」の回答があった場合はどのように対応するのか。
 - ⇒（事務局）原則「受入不可」が1件でもあれば成案とはなり得ない仕分けとしたいと考えているが、「受入不可」とされた場合は個別に内容確認や調整等をした上で、事務局にて整理して対応する。修正版の資料については後日共有する。

⇒（構成員）了解した。

○構成員意見

- ・EUC機能の実装方法がどこまでベンダによって異なるのかを教えてください。

⇒（事務局）機能要件としては主たる内容はデジタル庁が作成した共通機能要件の内容になるが、介護保険共通として規定している機能要件の内容はシステムで実施できるようになるが、画面要件となる操作性等はベンダによって異なるを考える。

⇒（構成員）了解した。

○事務局

- ・資料2にて滞納管理に関する機能要件の追加を行う予定であるが、デジタル庁が策定する統合滞納管理機能と合わせた方がよい内容等があれば教えてください。

⇒（デジタル庁）統合滞納管理機能としては各業務の実装必須機能を集約しているため、統合滞納管理機能で実装必須としている機能要件であれば可能な限り記載を合わせていただきたい。

⇒（事務局）統合滞納管理機能の機能要件を確認した上で、可能な限り記載を合わせるように対応する。

○事務局

- ・住民基本台帳_機能別連携仕様の異動事由では区を跨いだ転居かどうかの識別ができないと考えるが、指定都市としては問題ないか確認したい。

⇒（自治体構成員）過渡期のときと、標準化対応後で困る点があるとする。住民記録システムが先行して標準化対応が行われるため、住民情報データを連携する際に考慮が必要となる。また、標準化対応後も区間異動かどうか判断できないと業務フローの変更が必要となる。区間異動と市外転出入で業務フローが異なるため、介護保険システム側で判断することになるとベンダ側の負担も大きいと考える。そのため、区間異動であることを示すフラグ等を住民記録システム側から連携するのがよいと考える。

⇒（自治体構成員）同様に区間異動が把握できないと困る。介護保険システム側で対応するにも限界があると思うため、区間異動が分かるものを追加していただきたい。

⇒（ベンダ構成員）被保険者番号の付番方法に影響があり、システムの実装として区間異動がないと困るため、区間異動と分かる内容を住民記録システム側から連携していただきたい。

⇒（自治体構成員）同様に区間異動がないと困る。区間異動だと被保険者番号は変わらないが、市外転出入では被保険者番号が変わることになるので、住民記録システム側で区間異動が分かるように対応していただきたい。

⇒（自治体構成員）横浜市と同様に区間異動と市外転出入で処理が異なるものがあるため、介護保険システム側で判断するよりは、住民記録システム側でフラグ等を出していただくほうが効率的であるとする。

⇒（自治体構成員）同様の意見である。

⇒（事務局）いただいた意見を踏まえると区間異動がないと困ることになると理解した。総務省から意見があればお願いしたい。

⇒（総務省）昨年度末までの住民記録システムの検討会では法律上の観点も踏まえ対応しないこととしているが、全体最適の観点からの意見や他システムの状況等も踏まえ検討させていただけれ

ばと考えている。1点確認したいが、転出入の情報だけで転出入前の住所との比較等により区間異動を判断することができないか教えてほしい。

- ⇒（事務局）転出入のデータが連携される場合、連携されるデータの順番やタイミング等により正確に前住所を判断できるかを一番気にしている。ベンダの意見も確認したい。
- ⇒（ベンダ構成員）事務局の見解のとおり、イレギュラーなケースもあるため、介護保険システム側で完璧に区間異動かどうかを判断することは厳しく、事故に繋がりがかねないを考える。そのため、住民記録システム側から区間異動ということが分かる情報を連携していただきたい。
- ⇒（ベンダ構成員）同様の考えであり、これまで区間異動で連携されていたものが別の情報を用いて判断することになると不安がある。可能であれば、明確な情報を連携していただきたい。
- ⇒（ベンダ構成員）他のベンダと同様の考えであり、正しく住民異動情報を把握するためにも介護保険側で判断することは確実性が下がるため、住民記録システム側から連携していただきたい。
- ⇒（事務局）住民記録システム側の状況は理解している。生活保護等を含む社会保障系の業務でも必要と考えるため、20業務全体で考えたときに各業務で対応するのではなく、住民記録システムで対応していただくほうがよいと考える。デジタル庁にも考えをお聞きしたい。
- ⇒（デジタル庁）指定都市要件の検討としては、すでに対応が完了している業務もあり、新規の要望となるため現状厳しいと考えるが、何かしらの対応が必要であるならば総務省と協議して検討したいと考えている。
- ⇒（事務局）総務省とデジタル庁で検討していただきたい。障害者福祉と同様に厚生労働省としても検討していただけるということで問題ないか。
- ⇒（厚生労働省）障害者福祉と同様に全体の問題と鑑みたくて対応方針を検討していきたい。
- ⇒（事務局）この場では結論は出ないが、総務省とデジタル庁、厚生労働省にて検討していただけるということで、指定都市の各構成員に認識いただきたい。

○事務局

- ・資料2のNo. 117について改めて確認したい。対応案として給付管理とそれ以外で機能要件を分割して規定し受入可否等を検討していただくという案もあるが、分割することは問題ないか。
- ⇒（ベンダ構成員）分割して受入可否等を確認する形でお願いしたい。
- ⇒（自治体構成員）確認になるが、No. 117を受入不可としているのはベンダ構成員であり、自治体構成員は受入可となっているため、分割の必要性を確認するのはベンダ構成員だけでもよいのではないか。
- ⇒（事務局）機能要件を分割しても自治体構成員にはデメリットはないと考える。ベンダ構成員の意見を踏まえ、No. 117は機能要件を分割し受入可否等を確認いただくこととする。なお、資料2の修正版を分科会後に提供する。

以 上